

議員提出議案

議案番号	件名	上程日	議決結果
発議第4号	軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める意見書	最終日	原案可決

9月定例会 議案賛否一覧

9月定例会の提出議案における各議員の賛否は次のとおりです。
この他の議案においては、いずれも全員一致で可決・同意しました。

	石原正裕	笠原等	西本泰輝	松林彰	中谷省悟	伊東寿充	谷村昭次	西田稔	沼津光夫	榎隆司	山腰恵一	渡辺甚一	岩垣和彦	中篠博之	倉田博之	松山篤夫	上嶋希代子	車戸明良	水門義昭	橋本正彦	中田清介	小井戸真人	谷澤政司	牛丸尋幸
認第 1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	/	○	○	○	●
認第 2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	/	○	○	○	●
議第 67号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	/	○	○	○	●
議第 87号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	/	○	○	○	●

※「○」は賛成、「●」は反対。橋本議長は採決に加わりません。

議員発議

軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める意見書

軽油引取税の課税免除制度は、令和3年3月31日までの時限的な措置であるが、鉄道、農業・林業、製造業など道路を使用しない機械燃料の軽油について、申請によって課税免除され、これまで様々な産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能をもつ森林の管理を担う林業では、施業管理に必要な重機等に使う軽油が免税となっている。そのほか、農業や木材加工業など、様々な業種において課税免除制度が活用されてきたところである。

この制度がなくなれば、これらの事業者にとって大きな負担増となり、今でさえ困難な経営が一段と厳しくなることは避けられない。さらには、地域経済にも大きな影響を与えることが懸念されるところである。

よって、国においては、現行の軽油引取税の課税免除制度を恒久化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日
高山市議会

軽油引取税とは

軽油には1リットルにつき「32.1円」の軽油引取税が課税されています。法令に規定された特定の用途（免税の用途）に使用する場合は、軽油引取税が免除されることとなっています。（免税のためには、あらかじめ県の認定を受けておく必要があります。）

対象事業には、農業・林業に使用する機械の動力源。索道事業ではスキー場整備のために使用する機械や降雪機械の動力源。木材加工業、木材市場業などが特定の用途となります。

議会は、令和元年8月に提出された免税軽油制度の継続を求める陳情書を受理し、所管の産業建設委員会及び議会運営委員会の協議の結果、本市の実情から「継続」ではなく「恒久化」とすることが適切と判断し発議しました。

